

# ダイオキシン類管理対象地において土壤調査を行った土地

横浜市生活環境の保全等に関する条例(以下「条例」という。)に基づき、ダイオキシン類管理対象地で土壤調査を行った場合、汚染の有無に関わらず調査結果がダイオキシン類土壤汚染公表台帳として公表されます。ここでは、当該台帳を公表している土地の一覧を掲載しています。個別の土地の台帳(土壤調査結果、図面等)については、窓口で閲覧することができます。

最終更新日:令和7年8月25日

## 閲覧上の注意事項

- この結果は横浜市が、土壤汚染の存在の有無等を保証するものではありません。
- 横浜市は、本台帳の利用によって発生した直接又は間接の損失、損害等について、一切の責任を負いません。
- このページの掲載内容は、最新の情報でない場合があります。最新の情報は、「台帳閲覧場所」で閲覧して下さい。当ページと「台帳閲覧場所」で閲覧できる台帳の記載事項が異なる場合は、「台帳閲覧場所」で閲覧できる台帳の記載事項が優先されるものとします。
- リストに掲載されていても、個別の土地の台帳の詳細が調製中の場合があります。

## 【台帳閲覧場所】

横浜市みどり環境局環境保全部水・土壤環境課  
住所：横浜市中区本町6丁目50番地の10(横浜市役所27階)  
電話：045-671-2494

## 【凡例】

所在地	調査結果報告時の地番で表示しています。住居表示ではありません。
整理番号	報告書を受け付けた年度ごとに整理番号を振っています。

**ダイオキシン類管理対象地において土壤調査を行った土地**

区名	所在地（地番）	整理番号
鶴見区	扇島 1番1、3番、4番3、5番1、5番2、5番3、7番1、7番2、7番3、8番1、8番2、8番3、9番1、9番2、9番3、9番4、9番5	R01ダ-01
鶴見区	扇島 9番	H26ダ-02
鶴見区	寛政町 41番2	R04ダ-01
鶴見区	末広町1丁目 4番2、6番1、6番2、8番1、8番2、8番3、8番4	H29ダ-03
鶴見区	末広町2丁目 1番1の一部	H28ダ-01
鶴見区	末広町2丁目 1番8	H26ダ-03
鶴見区	大黒町 20番1	H28ダ-02
鶴見区	大黒町 35番2、39番4	H29ダ-01
鶴見区	大黒町 39番4の一部	H28ダ-03
神奈川区	千若町1丁目 1番、10番及び12番の各一部	H30ダ-01
中区	錦町 11番3～11番4、12番1～12番4、38番2～38番7、41番1、42番3の各一部	H25ダ-01
港南区	港南台八丁目 4番2	R01ダ-02
保土ヶ谷区	狩場町 355	R06ダ-01
磯子区	新森町 1番1の一部	H24ダ-01
金沢区	幸浦一丁目 9番、17番1の各一部	H29ダ-02
港北区	大倉山七丁目 1,798番、1,799番、1,803番、1,803番2、1,811番4、1,812番1、1,812番3、1,813番、1,819番、1,826番2、1,847番、1,847番2、1,849番1、1,849番2、1,916番、2,430番、3,447番1、3,450番の各一部	R03ダ-01
港北区	小机町 3,252番、3,253番、3,254番1、3,254番2、3,255番、3,256番1、3,256番2、3,256番3、3,256番4、3,257番、3,258番、3,259番、3,260番	H25ダ-03
港北区	樽町二丁目 597番2、598番1、599番4及び601番1	H25ダ-02
港北区	日吉四丁目 570番1 外	H26ダ-01
青葉区	あざみ野二丁目 29番1、29番2	H30ダ-02
戸塚区	秋葉町 字稻荷下440番1、字廣町444番2、字神楽畠471番5、474番1	R02ダ-01